

No	分類	質問	回答
1	コロナ	さくら招へいプログラムにおいて、A~Cコースについてそれぞれ招聘の期間の指定がありますが、日本入国後プログラム開始までに数日間~2週間程度の隔離期間が発生する場合、その隔離期間はどのように扱われる予定でしょうか。また、その期間の滞在に係る費用はどのように処理されるのでしょうか。	現時点で、国は、全ての対象国・地域とのビジネストラック及びレジデンストラックの運用を停止し、両トラックによる外国人の新規入国を認めていないと理解しております。現状では、実施可能となった際にも、待機に要する費用に関しては、招へい機関の負担で実施頂くことをお願いすることになります。しかしながら、現在検討しており、変更が生じた場合はホームページ等でご案内いたしますので、こまめにホームページの確認をよろしくお願いします。
2	申請	web受付システムにおいて、実施主担当者がweb受付フォームでの仮申請時に大学事務局のメールアドレスを記入しない場合、その後実施主担当者が採択結果通知までに、事務局にしない場合、事務側で一切申請状況の把握は行えないのでしょうか。学内決裁等の観点から、事務局でも把握を行えればと思います。	「採択結果通知までに実施主担当者または申請者が事務局に連絡をしない場合は、事務局側で申請状況の把握は行えない」というお見込みの通りです。これまでメールでエクセルの交流計画書を申請いただいていた場合でも、実施主担当者の方が大学の事務担当を通さず申請されることは想定され、web受付システムを利用することになっても、その状況は変わらないと考えています。したがって、今後も受入れ機関内で申請ルールを徹底していただけますと幸いです。
3	申請	今まではエクセルファイルをメールで提出するという方法でしたので、担当部局の者がエクセルファイルを作成し事務方が提出するという流れをとっていました。今回、web受付システムにおいて、計画書の申請手続きを行うにあたり、仮申請を行う者と本申請を行う者が異なる場合、なにか問題が生じますでしょうか。	仮申請を行う者と本申請を行う者が異なっても問題はありません。なお、申請者と実施主担当者のメールアドレス宛にID等の連絡メールや申請完了等の連絡メールが送信されますので適切にご利用ください。
4	経費	オンライン交流において、共通備品（PC等）は購入不可とお聞きしましたが、WEBカメラ等も含まれますでしょうか。	汎用性が高いパソコン、映像・音声機器、印刷機等の電化製品は支援対象外です。また、その他の設備や備品についても、実施機関所有のものを活用いただくことを前提とした事業ですので、原則として計上できません。実施機関所有のものを最大限活用し、経費節減にご協力下さい。

●参加申込み時の事前質問・ご意見（説明会内で未対応だったもののみ抜粋）

1	今後の見通し	事業の関連物価（参加者の宿泊料金、交通費）が上がっているため今後の改善を求む。	新型コロナウイルスの影響に関しては可能な限り柔軟に対応する予定です。申請のさいには募集要項等に記載の上限額までで申請してください。上限額でおさまらない等の個別の事情が発生した場合は個別にご相談に応じさせていただきます。
2	申請	複数申請・同時申請の制限事項は、同一の実施主担当者が異なるコース（例えば、AコースとBコース）に申請する場合でも同様か。	同様です。コースが異なっても複数申請・同時申請の制限の対象となります。
3	申請	さくら招へいプログラムにおいて、「・・・40歳以下かつ初来日者であることが望ましいと考えますが、該当者がいない場合には、これらの条件を満たさない方についても引率者とするのが可能です。」とある。この場合、他に引率者の適任がいない場合は、日本の大学で学位を取得した外国籍の教員が引率者になることは可能か。その際、年齢および在日経験は審査の際にどの程度重要視されるのか。	交流計画全体を安全かつ円滑を円滑に実施する責任を負う方であれば、職位や属性は問いませんので、日本の大学で学位を取得した外国籍の教員が引率者になることは可能です。送出し機関と調整の上、適切な方を選出して下さい。なお、主たる招へい者が高校生、高等専門学校生の場合は引率者が必須ですが、大学生以上の場合はその限りではありません（原則として全行程に同行できる方がより望ましい）。

4	対象国	対象国が広げられたことによる注意点は。	新規国・地域に限らず、評価基準として、「招へい者（参加者）：交流計画の目的や実施内容に合致した優秀な招へい者（参加者）を擁する機関であること。」があるため、留意の上、相手機関との調整をお願いします。 また、新規の対象国・地域でビザが必要な場合、ビザ申請支援の可否については調整中です。さらに、今年度については新型コロナの影響で従来はビザが不要だった国についてもビザが必要となることがありますのでご注意ください。
5	オンライン	昨年度はオンライン交流を実施する際に、結果として実招へいも実施する可能を残したまま辞退届の提出もしたが今年度は。 また、フォローアップ実施（オンライン）は今年度もあるのか。	今年度は交流計画が採択された場合については、代替オンライン交流というメニューを準備していません。実招へいの実施の見込みがたたないと判断される場合には、実招へいを辞退していただき、招へいの代替としてのオンライン交流に切り替えることとなります。 フォローアップ支援の仕組みはありません。全く同じ制度ではありませんが、フォローアップ的な内容をさくらオンラインプログラムで申請していただくことは可能です。ただし、参加人数や実施日数に制限があるため、詳細はさくらオンラインプログラム募集要項を参照ください。
6	コロナ	新型コロナウイルスに感染し入院等が必要となった場合もJST付保の保険対象になるのか。	新型コロナウイルスによる肺炎は疾病に該当するため、発病（感染）時期や治療開始時期等の条件を満たせば保険金のお支払い対象となります。

●説明会後アンケートに記載されていたご質問

1	申請	受入れ機関は、地域の大学のコンソーシアムでも可能か。	コンソーシアムが法人格を有していれば、受入れ機関としての要件を満たすため申請は可能です。
2	延期案件 複数申請	昨年度からの実施延期案件の実施担当者の場合、「2020年度より実施を延期している交流計画の実施担当者様には、第1回公募におけるさくら招へいプログラムへの新規申請はお控えくださいますよう、ご理解をお願いいたします。」との記載をHPにて確認いたしました。実施担当者が第2回で申請をし今年度分+昨年度延期分と合わせて2021年度中に実施する事が可能なのか。	今後の新型コロナウイルス感染症の状況や海外との人の往来制限の状況などを総合的に勘案して判断することとなるが、延期案件の交流計画が実施できない、もしくは見通しが立たないままに、2回目以降の申請も難しいと考えています。第2回以降の公募に関する事項は、決定次第順次ホームページ等で案内します。こまめにホームページを確認してください。